

議案第 18 号

君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約を次のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、君津富津広域下水道組合と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 19 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約を廃止する規約

君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約（平成元年 12 月 25 日制定）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。